

村議ひぐちの 村民かわらばん

2014年 4月 11日 第52号 発行責任者・ひぐち重喜
〒401-0502 山中湖村平野 1698 TEL&FAX 0555-65-7023

ご意見、ご感想をお聞かせください。

村政の疑問点にお答えします

平成23年3月22日、樋口は、山中湖村議会議員2期目最後の定例議会を無事終えました。4年間本当にお世話になりました。4年間を振り返れば、平成20年11月の村長選をまたぎ前半と後半に分けられます。この間、「村民かわらばん」は、第51号を一部の方々にお配布して以後、発行することが出来ませんでした。理由は、誠に残念なことですが、広告折込会社に、「圧力」がかけられ、以後「村民かわらばん」の新聞折込は、「一切断られて現在に至ります」。

「村民かわらばん」は、村の行政の実情や議会の内容を皆様に知っていただき、村の改革を前に進めようとの考えで孤軍奮闘、続けてきました。

そして、後半の2年間は、志を同じくする議員諸兄が増え、議会の改革や執行部の数々の違法性や不正な問題を改善すべく、共に努力してきました。

これらの行動は、村長を取り巻く人々や一部議員達の、それまでの利権や損得に直接関わることから、強い反発を受けました。

その上、一部議員が議会ルールを全く無視して違法な会議を開いたり、村長も不当な予算執行の強行を繰り返しました。

しかし、こうした出来事に対し、マスコミは、「混乱」「紛糾」などと表現したことから、村民の皆様には、議会への不信やご心配、それにお怒りを感じられたことと思います。

以上のことから、久々の「かわらばん」を発行（郵送）し、村民の皆様の問題にお答えすることに、4年間の報告と感謝に変えさせて頂きます。

なぜ、議会を開かなかったのですか？

前文でもお話ししましたが、開かなかたのではなく、「開けなかつた」と言うのが事実です。

なぜなら、議会が招集されて本会議が開かれる前の話し合いにおいて、前述した違法に行つた会議や不当な予算執行の根拠や正当性について、6名の議員や村長に説明を求めても、まともな回答がでず、話し合いのテーブル議員協議会等に着くことすら拒否しました。

そのような繰り返しが続く、規定の5時が過ぎてしまえば、議会は、「流会」となるのです。会議規則には、会議の時間は午前10時から午後5時までと明記されている。

これらの状態を、「混乱」「紛糾」と言うのかも知れませんが、明らかな違法や不正な行為を放置すべきでしょうか？

「村長派」「反対派」の由来は何ですか？

これもマスコミが付けた呼び名です。このように呼ばれたのは、村長選以後か

らだと思えます。

村長選告示の数日前、高村忠久氏と羽田三議員と3人で面談しました。目的は「今までのような選挙により村民を巻き込んで敵味方を作るのではなく、全村民丸となった村づくりをすべきではないか大同団結」との提言

に両者も同意し、羽田三議員が立候補を取りやめました。ところが、告示締め切り時間の直前に、高村初子氏の唐突な立候補で選挙戦となったことはご存知のとおりです。

ところが、忠久氏が再選された選挙直後の12月定例議会の初日に、当選した忠久氏が前例に無く議員控室に「これ、議員の前で（三議員は欠席）、樋口に向かつて大同団結の約束を全て破り」、そして6人の議員と共に控室を出て行きました。この6人を、「村長派」と呼び、残った6人が「反村長派」と呼ばれるようになりました。議員を2派に分けたのは、村長自身なのです。

樋口も「反村長派」と言われましたが、血税が無駄になるものや、予算や計画が不正・不当と思われるものには、理由を述べて反対し、良きものには当然賛成をし、常に「是々非々」の信念を貫きました。



議会の混乱や流会の原因は何ですか？

議会が開けなくなつた直接的原因は、平成21年12月定例議会最終日に、不正な予算執行により破綻した「元気再生事業」に関する真相解明や責任問題をただし

ました。ところが村長の回答姿勢や内容が誠実さを欠き、議長が何度も調整して再開しても、村長は調整時の約束に反した答弁を繰り返して議事が混乱したため、議長は村長に再三注意を促した後、議会の閉会宣言を行つたのです。

最終日に議長が閉会を宣言すれば、その瞬間に議会活動の権限が終了します。残つた議案は廃案。また、このような閉会宣言は、仮に「異議」があつても議長の判断が優先します（判例）。

ところが、村長派と呼ばれる6人の議員と村長以下全執行部は、議会が終了した数時間後に、再び議場に集まり、河内武雄議員が仮議長となり、廃案となつた副村長と教育長の人事に関する議決と補正予算を議決したと主張しました。（翌日の新聞）

これは議会としては違法であり、議決した事柄は当然無効です。樋口は、各文獻を調べ、同時に総務省にも出向いて問い合わせましたが、やはり無効であると確

認できました。

そこで、議長が村長に公式文書で、議決の無効を通告しましたが、村長は通告を無視して人事や予算を執行しました。さらに法的根拠をたたくと、甲府地方裁判所の判決を示し、「議長の閉会宣言は、職権濫用だ」という回答です。

そこで、樋口が調査した結果、この判決は、高等裁判所で覆っており、さらに最高裁判所で高裁判決が確定している事実があり、主張の論理が破綻しました。村長は、高裁への控訴事実を知らなかつた。

従つて、副村長と教育長は法的な正当性がなく、議場に入ることすらできません。しかし村長も6人の議員もその誤りを認めず、議長の退席命令にも従わなければならず、村長は、二人を議場に入れなければ執行部全員出席しないと、数回流会になりました。執行部なしで議会を開催したこともありません。

また、補正予算といつのは以前のものに連続して積み上げることから、平成21年12月議会の不正問題が解決しない限り、次の予算審議に進むことができません。ところが、村長も6名の議員も問題を解決するテーブルに着くことも拒否し続け、これも流会の原因となりました。

流会しても、専決すればいいと考えたからでしょう。事実、阿久根市長で問題になつた「専決」を、村長も多発しました。

「元気再生事業」の問題とは何ですか？

花の都の畑やハウスを使い、ホウレン草やチンゲン菜を栽培して、村の特産物を作り出すという事業で、目的は良いのですが、予算の執行や実行団体に問題がありました。

事業は村長を会長にして任意団体を造り、国から4,000万円補助金が来ることを前提に、例年に反して花の都の予算と合わせ8,900万円を任意団体に補助金として交付しました。

ところが、国の担当部に問い合わせ、樋口が委員長を勤める「観光経済常任委員会」で調査すると、補助金の4,000万円が国から来ることは無く、事業のスタートそのものに違法性がありました。

そこで、不当に交付した補助金の4,000万円を10月に村へ返還させました。ところが、既に約1,300万円を使い込んでいたため、その分を花の都の運営費分から埋め合わせした結果、チューリップの球根植え付け資金が全く枯渇しました。

元々当初予算編成の計上が誤つており（総務課長は誤りを認めている）、さらに、不可解な農業生産法人という団体が事業を実行していました。

結果的に村の事業や財政に多額な損失を出したのであり、当然、村長の執行責任および賠償責任が問われる事柄です。

話し合いの仲立ちは無かつたのですか？

実は、昨年（H22年）3月30日の定例議会最終日の前日、高村不二義さん（93歳）と言つ長老の方が、三議員と村長を呼び、双方の言い分を聞いた後、村長が議場で「連の事案について謝罪し、幹部職員移動をして、事態を収拾する案に同意した」と言つたのです。

樋口は、31日の最終日に、「三議員に呼ばれ説明を受け、――」以下、2枚目に続く